

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍 粟 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 粟 市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	木 谷 地 区 (木 谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月 4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・すべての農家が自家供給用としての米・野菜を栽培し、また資産的に農地を保有しておりほとんどの農家が農地として守っていくことを考えていない 【地域の基礎的データ】 農業者(耕作者) 9名(内70才以下4人) 団体経営体(法人・集落営農組織等) 0経営体 主な作物: 水稻・野菜
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・各農家が自家消費用として農地を活用しており、農地は未整備田であり今後土地改良事業の予定はない。よって、現状では守るべき農地とは考えられない。 ・地域内及び集落周辺で今後担い手となる者がある場合は、その時点で計画について検討する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	今後検討 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状では地域内に農振農用地区域がなく、将来的に農業上利用が見込まれる農地がない。 このことから、情勢が変化すればその時点で検討を行う。(現状では地図で区域を定めない)
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3)基盤整備事業への取組方針
後継者もおらず、検討は行わない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの鳥獣防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、必要に応じて地権者等が新たに団地囲いの鳥獣防護柵の設置等を行う。